

第45号議案

平成29年度使用小・中学校用教科用図書の採択について

平成29年度使用小・中学校用教科用図書の採択について、別紙案を添えて教育委員会の審議に付します。

平成28年7月20日

一宮市教育委員会
教育長 中野和雄

提案理由

平成29年度に使用する小・中学校用教科用図書を採択するため、本案を提出します。

平成29年度に使用する小学校用教科用図書の採択（案）

種目名	発行者名	種目名	発行者名
国語	光村図書出版	音楽	教育出版
書写	教育出版	図画工作	日本文教出版
社会	東京書籍	家庭	東京書籍
地図	帝国書院	保健	大日本図書
算数	啓林館	生活	東京書籍
理科	大日本図書		

平成29年度に使用する中学校用教科用図書の採択（案）

種目名	発行者名	種目名	発行者名
国語	光村図書出版	音楽	一般 教育出版
書写	教育出版		器楽合奏 教育出版
社会	地理 東京書籍	美術	日本文教出版
	歴史 東京書籍	保健体育	大日本図書
	公民 東京書籍	技術・家庭	技術分野 東京書籍
地図 帝国書院	家庭分野 東京書籍		
数学	啓林館	英語	東京書籍
理科	大日本図書		

第46号議案

一宮市公民館設置及び管理に関する条例の一部を改正する
条例の制定について

一宮市公民館設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定
について、別紙案を添えて教育委員会の審議に付します。

平成28年7月20日

一宮市教育委員会
教育長 中野和雄

提案理由

一宮市大和公民館の改築、移転に伴い、施設の位置変更を市長に申し出
るため本案を提出します。

一宮市公民館設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

一宮市公民館設置及び管理に関する条例(昭和 30 年一宮市条例第 18 号)の一部を次のように改正する。

第 1 条第 2 項の表、一宮市大和公民館の項中「一宮市観音寺 1 丁目 1 5 番 1 0 号」を「一宮市末広 3 丁目 6 番 1 号」に改める。

付 則

この条例は、平成 2 8 年 1 2 月 1 2 日から施行する。

一宮市公民館設置及び管理に関する条例の一部改正（案）新旧対照表

現行	改正案
<p>第1条 略</p> <p>2 公民館の名称及び位置は、次のとおりとする。</p> <p>【別記1 参照】</p>	<p>第1条 略</p> <p>2 略</p> <p>【別記1 参照】</p>

【別記1】

現行

名称	位置
略	略
一宮市大和公民館	一宮市観音寺1丁目15番10号
略	略

改正案

名称	位置
略	略
一宮市大和公民館	一宮市末広3丁目6番1号
略	略

第47号議案

一宮市生涯学習センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定
について

一宮市生涯学習センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

平成28年7月20日提出

一宮市教育委員会
教育長 中野和雄

提案理由

一宮市尾西生涯学習センター1階に講堂を設置することに伴い、使用料の額を定め、及び一宮市尾西生涯学習センター西館を廃止するため、本案を提出する。

一宮市生涯学習センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

一宮市生涯学習センターの設置及び管理に関する条例（平成17年一宮市条例第55号）の一部を次のように改正する。

第2条の表一宮市尾西生涯学習センター西館の項を削る。

別表第1中備考以外の部分を次のように改める。

別表第1（第7条関係）

尾西生涯学習センター施設使用料

（単位 円）

区分	午後5時までの4時間以内	午後5時から午後9時までの4時間以内
2階 会議室G	2,310	2,840
5階	会議室A	1,050
	会議室B	1,260
	会議室C	1,260
	会議室D	1,370
	会議室E	1,680
	会議室F	840
	料理実習室	2,100
	日本間A	420
	日本間B	630
6階	大ホール	5,360
	控室A	210
	控室B	320
講堂	4,620	5,990

付 則

（施行期日）

1 この条例は、平成29年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の別表第1に規定する一宮市尾西生涯学習センター講堂の使用に係る手続は、この条例の施行の日前においても行うことができる。

一宮市生涯学習センターの設置及び管理に関する条例（平成17年一宮市条例第55号）新旧対照表

現行	改正案
<p>(名称及び位置)</p> <p>第2条 生涯学習センターの名称及び位置は、次のとおりとする。</p> <p>【別記1 参照】</p> <p><u>別表第1 (第7条関係)</u></p> <p>尾西生涯学習センター及び同西館施設使用料</p> <p style="text-align: right;"><u>(単位 円)</u></p> <p>【別記2 参照】</p> <p>備考 略</p>	<p>(名称及び位置)</p> <p>第2条 略</p> <p>【別記1 参照】</p> <p><u>別表第1 (第7条関係)</u></p> <p>尾西生涯学習センター施設使用料</p> <p style="text-align: right;"><u>(単位 円)</u></p> <p>【別記2 参照】</p> <p>備考 略</p>

【別記1】

現行

名称	位置
一宮市尾西生涯学習センター	一宮市東五城字備前12番地
一宮市尾西生涯学習センター西館	一宮市東五城字大平裏38番地
一宮市尾西南部生涯学習センター	一宮市明地字宮東38番地
一宮市尾西生涯学習センター墨会館	一宮市小信中島字南九反11番地1

改正案

名称	位置
一宮市尾西生涯学習センター	略
一宮市尾西南部生涯学習センター	略
一宮市尾西生涯学習センター墨会館	略

【別記2】

現行

区分			午後5時までの4時間以内	午後5時から午後9時までの4時間以内	
尾西生涯	2階	会議室G	2,310	2,840	
学習センター	5階	会議室A	1,050	1,160	
		会議室B	1,260	1,680	
		会議室C	1,260	1,680	
		会議室D	1,370	1,790	
		会議室E	1,680	2,210	
		会議室F	840	950	
		料理実習室	2,100	2,730	
		日本間A	420	420	
		日本間B	630	740	
	6階	大ホール	5,360	6,930	
		控室A	210	210	
		控室B	320	320	
	同西館	1階	東会議室	2,310	2,940
		2階	学習室1	1,470	1,890
学習室2			1,430	1,840	
料理実習室			1,190	1,510	
日本間			1,190	1,510	
3階		講堂	4,620	5,990	
		第1会議室	1,050	1,160	
		第2会議室	1,470	1,890	
		第3会議室	1,160	1,470	
		第4会議室	1,050	1,160	
		第5会議室	630	740	
	日本間	630	740		

改正案

区分		午後5時までの4時間以内	午後5時から午後9時までの4時間以内
2階	会議室G	2,310	2,840
5階	会議室A	1,050	1,160
	会議室B	1,260	1,680
	会議室C	1,260	1,680
	会議室D	1,370	1,790
	会議室E	1,680	2,210
	会議室F	840	950
	料理実習室	2,100	2,730
	日本間A	420	420
	日本間B	630	740
	6階	大ホール	5,360
控室A		210	210
控室B		320	320
講堂	4,620	5,990	

一宮市教育委員会後援名義の使用について

一宮市教育委員会後援名義の使用について、別紙のとおり申請がありましたので、教育委員会の審議に付します。

平成28年7月20日

一宮市教育委員会
教育長 中野和雄

一宮市教育委員会後援名義使用許可基準

(許可基準)

第2条 後援名義の使用の許可は、次の各号のいずれかに該当する事業に対して行うものとする。

- (1) 国又は地方公共団体が主催し、又は後援する事業
- (2) 学校又は学校の連合体が主催する事業
- (3) 市内の公共的団体及びこれに加盟している団体が主催する事業
- (4) 公益法人及びこれに準ずる団体（宗教法人を除く。）が主催する事業
- (5) 次に掲げる団体等が主催する事業で、その内容（入場料、場所、事業内容等）が
ア 市内の教育関係団体
イ 報道機関（新聞社又は放送局）
ウ 国、地方公共団体が補助等をしている団体
- (6) 過去において、教育委員会が後援した実績のある事業
- (7) 前各号に掲げる事業のほか、教育委員会が適当と認めた事業

2 前項の規定にかかわらず、当該事業が次の各号のいずれかに該当する場合は、後援名義の使用を許可しないものとする。

- (1) 営利を目的として行われる事業
- (2) 特定の政党又は宗教団体が主催する事業
- (3) 教育の中立性を損なうおそれのある事業
- (4) 会員制又は会員勧誘を前提とした事業
- (5) 公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれのある事業
- (6) 市内全域を対象としない事業
- (7) 一宮市暴力団等の排除に関する条例（平成23年一宮市条例第24号）第2条第1項第1号に規定する暴力団又は同項第2号に規定する暴力団員若しくはこれらと密接な関係を有する者が主催し、又は関与すると認められる事業
- (8) 前各号に掲げる事業のほか、教育委員会が支障があると認めた事業

一宮市教育委員会後援名義使用許可申請

(学校教育課)

受付 番号	申請者	事業名	内容	実施日	開催場所	参加料	許可 基準
20	一宮市小中学校長会 会長 かとう とおる 加藤 徹	親と子のつどい	親子演劇鑑賞 「角」 (劇団 芸優座) ・参加対象 一宮市内小学校の児童と 保護者 約1300名	12月23日 (金・祝) 午後1時30分～ 午後3時	一宮市民会館	無料	(5)ア (6)
21	株式会社アイ・シ ー・シー 常務取締役 せこ あつし 瀬古 篤司	特別番組 「小学校合唱祭」	・小学校合唱祭の様様を収録し、2時間の特別番組に仕上げ放送する。 ・児童や保護者、番組を視聴する一般の方	収録 8月20日(土) 放送 9月17日(土) 9月18日(日) 9月24日(土) 9月25日(日) 午前10時～ 午後7時～	放送 ICC 11	無料	(5)イ (6)

一宮市教育委員会後援名義使用許可申請

(生涯学習課)

受付番号	申請者	事業名	内容	実施日	開催場所	参加料	許可基準
20	第16回かしの木フェスティバル実行委員会 実行委員長 きたがわ のぼる 北川 登 主催(共催) 社会福祉法人檜の木 福祉会 及び かしの木の会	第16回かしの木フェスティバル	各種団体等のステージや模擬店、フリーマーケット等	11月6日(日)	富田山ひろば (尾西グリーンプラザ北)	無料	(4) (6)
21	一般社団法人 実践倫理宏正会 一宮支部 支部長 おぎわら ふさえ 荻原 房枝	ファミリーの集い	「つながろう、今」をテーマに、体験発表や伝えたいメッセージなどを行う集い	11月20日(日)	アイプラザ一宮	無料	(6)
22	木曾川文化会館住民ワークショップ 代表 はせがわ かずたか 長谷川 一貴	第60回 きそがわふれあい コンサート	木曾川文化会館のオープンを記念したクラシックコンサート	10月16日(日)	木曾川文化会館	有料 1,000円	(6)
23	木曾川文化会館住民ワークショップ 代表 はせがわ かずたか 長谷川 一貴	第61回 きそがわふれあい コンサート	木曾川文化会館のオープンを記念した打楽器とサクソフーンのコンサート	11月27日(日)	木曾川文化会館	有料 1,000円	(6)

一宮市教育委員会後援名義使用許可申請

(スポーツ課)

受付 番号	申請者	事業名	内容	実施日	開催場所	参加料	許可 基準
22	愛知県一宮総合運動場 場長 <small>あおやまのりひこ</small> 青山徳彦 主催 公益組団法人愛知県教育・スポーツ振興財団	家族の体験活動推進事業「家族でテニスをしよう」	小学生とその家族を対象にテニスを通して親子のコミュニケーションを図り、家族の絆を深める	8月28日(日)	いちい信金スポーツセンター	無料	(4) (6)
23	愛知県インディアカ協会 会長 <small>なかのよしお</small> 中野榮夫	第24回東海・北陸ブロックインディアカ愛知一宮大会	東海・北陸6県のインディアカチャンピオンを決する大会	10月2日(日)	一宮市総合体育館	1チーム 5,000円	(7)
24	一宮市 市長 <small>なかのまさやす</small> 中野正康 主催 愛知県一般組団法人自治総合センター	宝くじスポーツフェア「ドリームベースボール」	元プロ野球選手を中心としたメンバーによる小学生を対象とした野球教室、親善試合並びに指導者クリニックなどを開催する	11月12日(土) ～13日(日)	平島公園野球場、iビル	無料	(1) (4)
25	愛知駅伝実行委員会 実行委員長 <small>いながき ゆたか</small> 稲垣 裕 構成団体 一般組団法人愛知県陸上競技協会 東海テレビ放送	愛知万博メモリアル第11回愛知県市町村対抗駅伝競走大会	2005年に開催された「愛知万博」のメモリアルイベントを通じ次世代へ語り継ぐと同時に、愛知県内各市町村の交流、市町村合併後の一本化の促進、県民意識の高揚と県民スポーツの振興を主目的として実施する。区間と距離：9区間(小学生から一般28.7km) 参加チーム：愛知県内全市町村54チーム チーム編成：各市町村1チーム	12月3日(土)	愛・地球博記念公園	無料	(4) (5) イ (6)

一宮市教育委員会後援名義使用許可申請

(スポーツ課)

受付 番号	申請者	事業名	内容	実施日	開催場所	参加料	許可 基準
26	一宮サウスライオンズクラブ 会長 かし まする 勝	平成 28 年度第 2 回 全国中学ガールズカ ップ in 一宮	全国の中学生女子によ る軟式野球大会	8 月 13 日 (土) ~15 日 (月)	大野極楽寺 公園野球場 他	1 チーム 15,000 円	(6)

一宮市教育委員会後援名義使用許可申請

(博物館事務局)

受付 番号	申請者	事業名	内容	実施日	開催場所	参加料	許可 基準
1	愛知県国登録有形 文化財建造物所有 者の会 会長 長谷川 良夫	愛知登文会 国登録 有形文化財 建物特別公開 2016	登録有形文化財の魅力を 広く県民に知ってもら うとともに、愛知県国登録有 形文化財建造物所有者の 会の存在をアピールする ため、特別公開日を定め、 協力が得られる所有者の 方と連携して、普段公開さ れていない登録文化財の 公開や専門家による建物 解説などを行う。	11月19日(土)	・木曾川資料 館 ・尾西歴史民 俗資料館 ・墨会館 ・旧湊屋	無料	(6)
2	萩原町郷土史研究 会 事務局長 金子 光二	戦後71年前の記憶 —萩原町の人々が語 る戦争—展	小中学生に「戦争につい ての理解を深める機会」とし て「紙芝居や絵本の読み聞 かせ」「体験者のお話を聞 く会」の会場の設置、「日 本国憲法公布」70周年目 を迎え、特別展として「佐 藤一英」展を併設し、萩原 町の歴史と文化を後世に 伝える。	8月20日(土) ～23日(火)	萩原公民館	無料	(7)